環　生　第　４８２　号
平成 27 年３月 13 日

国土交通省中部地方整備局長
八鍬　隆　様

静岡県知事　川勝　平太

「一般国道４７４号三遠南信自動車道（水窪～佐久間）環境影響評価方法書」に関する意見について

平成 26 年９月 12 日付け国部整道調第 29 号で送付された標記に対し、静岡県環境影響評価条例第 14 条第１項の規定に基づき環境の保全の見地から別紙のとおり意見を述べます。

担　　当　くらし・環境部　環境局
生活環境課　環境影響評価班
電話番号　054－221－2268
FAX 番号　054－221－3665
E-mail　seikan@pref.shizuoka.lg.jp

「一般国道４７４号三遠南信自動車道（水窪～佐久間）

環境影響評価方法書」に関する意見について

平成 27 年３月

静岡県

はじめに

一般国道 474 号三遠南信自動車道は、新東名高速道路と中央自動車道を連絡する延長約 100㎞の高規格幹線道路である。三遠南信自動車道の整備により、静岡県浜松市北区引佐町から長野県飯田市山本までの移動時間が短縮され、産業、観光及び文化等の多様な分野での利便性が向上するとともに、道路ネットワークの強化による医療サービスの向上や災害時の迅速な対応等が可能となる。

今回の事業実施区域は、浜松市天竜区水窪町から佐久間町までを結ぶ延長約 14ｋｍである。

当該区域は、豊かな自然環境を有する天竜奥三河国定公園の一部を含み、計画路線は、日本列島の地質構造上重要な中央構造線（Median Tectonic Line）に沿っている。

また、ホウジ峠の中央構造線等の指定文化財や龍王権現の滝及び池の平まぼろしの池等の景観資源が点在するとともに、古くから「塩の道」及び「秋葉街道」等の歴史的に重要な資源が保全されてきた場所である。

本事業を契機とし、地域住民や来訪者が当該地域の自然の恵みを享受するとともに、歴史や文化への理解を深め、これらが地域の財産として将来にわたり保全されることを期待するものである。

Ⅰ　全般的事項

１　環境影響評価を行うに当たっては、当該地域の特性や事業の特性を考慮し、適切に調査・予測・評価を行うこと。

２　当該事業による環境への影響を可能な限り小さくするため、調査結果や専門家からの指導及び助言を、予測・評価に十分反映すること。

３　環境影響評価の実施中に環境へ影響を及ぼす新たな事実が判明する等、追加調査の必要が生じた場合は、専門家の指導及び助言を得て、評価項目及び調査手法を検討し、調査・予測・評価を行うこと。

４　方法書に示した環境影響評価項目に係る調査については、調査手法（地点及び期間等）を調査実施計画書に詳細に記載し、予測・評価及び検討した環境保全措置を準備書に記載すること。

　また、必要に応じて実施する追加調査については、調査手法、予測・評価の結果及び検討した環境保全措置を準備書に記載すること。

Ⅱ　個別事項

１　大気環境

（１）大気質

　生活環境を保全するため、気象等の状況を踏まえ、複数地点での調査の実施を検討すること。

　また、事業区間の大部分がトンネル部と想定されるため、調査地点はトンネル出入口付近を含めて設定すること。

２　水環境

（１）水質

ア　対象事業実施区域の河川の一部は、簡易水道や飲料水供給施設の取水源として利用されているため、供用後の路面からの排水等については、上記取水源の水質に影響がないことを確認した上で排水すること。

イ　工事の実施に伴い発生する排水は、放流先河川の水質への影響が懸念されるため、河川の流量及び浮遊物質量に加え、pH の調査を実施すること。

ウ　イの結果を踏まえ、工事排水の放流についての具体的な環境保全措置、放流水の自主管理基準値の設定及びこの基準値を超過した場合の対応等を検討すること。

３　動物・植物・生態系

（１）共通事項

ア　当該地域に係る文献が少ないため、調査の実施に当たっては現地調査を重視し、動物・植物・生態系の把握に努めること。

イ　調査の時期、期間、地点及び経路等については、事前に専門家の指導及び助言を受けること。

ウ　現地調査において、希少種の生息が確認された場合は、専門家の指導及び助言を受け、環境保全措置等を準備書に記載すること。

エ　現地調査の精度向上のため、文献に記載のない種が見つかった場合は、後日の検証のための標本又は記録を作製し、種を専門家に確認すること。

（２）植物

法面等の緑化については、現地調査の結果を踏まえ、対象事業実施区域周辺の植生に配慮すること。また、使用する種の選定や外来植物への対策等について、準備書に記載すること。

４　廃棄物

（１）廃棄物

ア　建設発生土及び建設汚泥等の建設副産物は、可能な限り再利用に努め、環境負荷の低減を図ること。また、発生量及び再利用又は最終処分等の処理計画について、準備書に記載すること。

イ　建設発生土等を仮置きする場合は、周辺環境への影響に配慮し、濁水等の流出防止に係る環境保全措置等を準備書に記載すること。

５　光害

（１）光害

インターチェンジ周辺は、夜間照明等による生活環境及び動植物への影響に配慮し、照明灯の配置計画等を準備書に記載すること。